

市右衛門供養塔

伊方町

伊方町中浦の法通寺境内に、文政13（1830）年春に起こった伊方騒動の首謀者である市右衛門の供養塔がある。一揆は重罪であり、その首謀者ともなれば一族もろとも厳罰に処せられた時代にもかかわらず、その当時から市右衛門は義民として手厚く弔われている。

伊方騒動とは、当時伊方浦（現伊方町）の大庄屋であった辻喜平太とその父である前庄屋の辻長次兵衛（または長治兵衛）の、不法や年貢等の横領に対して起こった事件である。

伊方騒動の原因となった庄屋の辻家は、代々世襲で名字帯刀並びにお目見得を許された家柄で、伊方11浦を統合していた大庄屋である。そのうえ漁業権と多くの田畑・山林を所有し、地味の肥えた土地の大部分を一族で占有したため、財力の面でも抜きん出ている。辻一族は、そうした絶対的な権力・財力を背景に、横暴な振る舞いを極めていた。

伊方騒動は二つの事件から構成されている。第1の事件は、市右衛門たち14人が、辻一族の悪行について宇和島藩への越訴を試みたが、役人に説得され帰村することから始まる。この騒ぎに驚いた藩の役人が伊方に出張して取り調べ、庄屋の非行を認め、庄屋喜平太はお目見得の資格を取り消され、前庄屋長次兵衛は伊方浦追放の処分を受けた。一方、市右衛門たちの越訴の罪は不問とされた。しかし、庄屋が辻家である以上、人々はこれまで通り酷使され搾取される立場であることに変わりがないということが容易に予想された。

第2の事件は、この処分が軽すぎると不満をもった市右衛門たち800人が、隣藩の大洲藩へ出訴し、庄屋親子の厳罰を宇和島藩に取り次ぐよう嘆願したものである。その結果、喜平太は庄屋役を罷免されたうえ財産没収、村外追放、長次兵衛は戸島（宇和島市）へ流罪となった。しかし、出訴によって宇和島藩は面目をつぶされた形となったため、農民たちも処罰を受けることとなり、一揆の首謀者であった市右衛門は宇和島で斬罪となった。

本来ならば一揆の首謀者は市中でさらし者になるのだが、極めて異例なことに、遺体は市右衛門の家族に下げ渡された。庄屋の横暴から人々を守るために命がけで行動した市右衛門は、義民として法通寺で盛大な法要が営まれ手厚く葬られた。また、市右衛門の偉業をたたえた供養塔は、葬儀からしばらくして建立されたものであり、こうした住民の行動を藩が差し止めなかったことも異例のことである。

これらのことから、藩が市右衛門の行動に対して斬罪という処罰を加えてはいるが、多くの人々の生活を守った献身的な行いであるという高い評価を与えていたということが分かる。

お目見得・・・直接藩主と会うこと

越訴・・・正規の手続きを踏まずに行う訴えのこと。本来ならば、訴状はまず村役人を通して代官に届け出でなければならない。

出訴・・・他の藩や将軍に訴え出ること

〔参考資料〕

伊方町誌改訂編集委員会 『伊方町誌』

伊方町文化財保護審議会 「伊方の文化財」

伊方町教育委員会 「伊方町文化財マップ」



市右衛門供養塔